

令和 2 年 6 月 16 日

令和 2 年網走市議会第 2 回定例会議案

令和2年網走市議会第2回定例会議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和2年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	令和2年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3	議案第3号	令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算
4	議案第4号	令和2年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
5	議案第5号	網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第6号	網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
7	議案第7号	網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第8号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
9	議案第9号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
10	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 1 号

令和 2 年度網走市一般会計補正予算

令和 2 年度網走市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 589,691 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,888,173 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,474,620	8,717	6,483,337
	1.地方交付税	6,474,620	8,717	6,483,337
16.国庫支出金		6,190,995	136,875	6,327,870
	2.国庫補助金	4,061,084	136,875	4,197,959
17.道支出金		1,428,100	222,242	1,650,342
	2.道補助金	491,901	222,242	714,143
20.繰入金		1,329,461	115,026	1,444,487
	1.基金繰入金	1,305,526	115,026	1,420,552
22.諸収入		1,518,751	41,431	1,560,182
	4.雑収入	532,383	41,431	573,814
23.市債		1,888,400	65,400	1,953,800
	1.市債	1,888,400	65,400	1,953,800
歳入合計		27,298,482	589,691	27,888,173

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,693,703	5,897	5,699,600
	1. 総務管理費	5,370,935	5,897	5,376,832
3. 民生費		6,798,738	69,568	6,868,306
	1. 社会福祉費	3,591,885	68,968	3,660,853
	2. 児童福祉費	1,944,677	600	1,945,277
6. 農林水産業費		1,088,278	220,145	1,308,423
	1. 農業費	866,489	220,145	1,086,634
8. 土木費		3,177,365	126,837	3,304,202
	2. 港湾費	268,614	7,700	276,314
	3. 都市計画費	597,645	119,137	716,782
10. 教育費		1,939,442	167,244	2,106,686
	2. 小学校費	395,607	109,585	505,192
	3. 中学校費	177,259	57,659	234,918
歳出合計		27,298,482	589,691	27,888,173

第2表 地方債補正
(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 3,600	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元利均等又は元金均等償還。	千円 3,600	補正前に同じ
社会福祉事業債	80,000	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	106,900	
環境衛生事業債	25,900	財政融資資金			25,900	
農業債	70,100	地方公共団体			70,100	
林業債	31,000				31,000	
漁港債	2,700	金融機構			2,700	
道路橋梁事業債	450,600	北海道			450,600	
港湾事業債	139,700	都市職員 共済組合			146,700	
河川整備事業債	253,000				253,000	
公営住宅事業債	106,300	地方職員 共済組合			106,300	
公園整備事業債	31,800	北海道市町村 振興協会			31,800	
学校教育事業債	47,700				51,300	
社会教育事業債	0	北海道市町村 備荒資金組合			27,900	
臨時財政対策債	446,000				446,000	
退職手当債	100,000	その他 銀行等引受資金			100,000	
借換債	100,000				100,000	
計	1,888,400				1,953,800	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 2 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13,399 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,425,953 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.国民健康保険料		988,654	△97,411	891,243
	1.国民健康保険料	988,654	△97,411	891,243
6.国庫支出金		0	110,810	110,810
	1.国庫補助金	0	110,810	110,810
歳入合計		4,412,554	13,399	4,425,953

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		2,905,121	1,888	2,907,009
	2.傷病手当金	0	1,888	1,888
8.諸支出金		1,600	11,511	13,111
	1.償還金及び還付加算金	1,600	11,511	13,111
歳出合計		4,412,554	13,399	4,425,953

議案第 3 号

令和 2 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 759 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,528,261 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		812,957	442	813,399
	2.国庫補助金	238,728	442	239,170
8.繰入金		658,508	317	658,825
	1.他会計繰入金	575,970	317	576,287
歳入合計		3,527,502	759	3,528,261

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		102,546	759	103,305
	1.総務管理費	69,354	759	70,113
歳出合計		3,527,502	759	3,528,261

議案第 4 号

令和 2 年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 2 年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,010 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 567,775 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸 収 入		5,385	3,010	8,395
	1. 償還金及び還付加算金	600	3,010	3,610
歳 入 合 計		564,765	3,010	567,775

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸 支 出 金		600	3,010	3,610
	1. 償還金及び還付加算金	600	3,010	3,610
歳 出 合 計		564,765	3,010	567,775

議案第5号

網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について

網走市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月16日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市手数料条例の一部を改正する条例

網走市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第14(第2条関係)その他市長の行う事務についての手数料の表 交付手数料の部中個人番号通知カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。

議案第 6 号

網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定
について

網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

網走市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7)の 2 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

網走市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市介護保険条例の一部を改正する条例

網走市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の特例）

第 8 条 新型コロナウイルス感染症の影響により第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける者については、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、平成 31 年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の網走市介護保険条例附則第8条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第 8 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に、「第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

第 18 条の 6 中「610,000 円」を「630,000 円」に改める。

第 18 条の 12 中「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

第 22 条第 1 項中「610,000 円」を「630,000 円」に改め、同項第 2 号中「280,000 円」を「285,000 円」に改め、同項第 3 号中「510,000 円」を「520,000 円」に改め、同条第 3 項中「610,000 円」を「630,000 円」に改め、同条第 5 項中「610,000 円」を「630,000 円」に、「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

附則第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 4 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

第7条 新型コロナウイルス感染症の影響により条例第27条第1項の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、平成31年度分及び令和2年度分の保険料であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、この条例による改正後の網走市国民健康保険条例第16条の規定は、土地基本法の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から適用し、同条例附則第4条から附則第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用し、同条例附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の網走市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、能平、嘉越辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書（案）

北海道 網走市 能平辺地
 （辺地の人口 292人、面積 48.2 km²）

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 網走市字能取、字平和
- (2) 地域の中心の位置
 網走市字能取244番地70
- (3) 辺地度数
 136点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 保 育 所 ～ 老朽化の著しい西部地区の保育所2園について、適切な保育集団規模の維持と通年保育の実施など保育環境の改善を図るため、新たな統合保育所への建て替えを行う。
- ・ 通学バス・ポート ～ 当該辺地及び近隣辺地に住み、西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童生徒の通学手段確保のためにスクールバスを民間事業所から借上げしているが、22年を経過し老朽化が著しくエンジントラブル等も発生し民間事業所による車輛更新も難しいため、市で購入し安全に通学できる環境づくりを早急に進める必要がある。
- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
 能取環状線 :舗装 延長500m
 平和停車場線:舗装 延長100m
 西能取南線 :舗装 延長300m

3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から 令和4年度までの 5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
保 育 所 (西部地区統合へき地保育所整備事業)	網走市		238,700	15,700	223,000	223,000
通学バス・ポート (スクールバス整備事業)	網走市		25,000	3,680	21,320	21,300
道 路 (能取環状線 外2件)	網走市		(61,000) 0	(0) 0	(61,000) 0	(61,000) 0
合計			(324,700) 263,700	(19,380) 19,380	(305,320) 244,320	(305,300) 244,300

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 嘉越辺地
(辺地の人口 371人、面積 34.6k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字嘉多山、字越歳
- (2) 地域の中心の位置
網走市字嘉多山39番地2
- (3) 辺地度数
135点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ~ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
二見ヶ岡卯原内線:舗装 延長1,700m
- ・ 保 育 所 ~ 老朽化の著しい西部地区の保育所2園について、適切な保育集団規模の維持と通年保育の実施など保育環境の改善を図るため、新たな統合保育所への建て替え
- ・ 通学バス・ポート 当該辺地及び近隣辺地に住み、西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童生徒の通学手段確保のためにスクールバスを運用しているが、運用開始から16年が経過し、エンジントラブルにより走行できなくなったため、市で更新し安全に通学できる環境づくりを早急に進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から 令和4年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (二見ヶ岡卯原内線)	網走市	153,000	0	153,000	153,000
保 育 所 (西部地区統合へき地保育所整備事業)	網走市	238,700	15,700	223,000	223,000
通学バス・ポート (スクールバス整備事業)	網走市	(11,480) 0	(0) 0	(11,480) 0	(11,400) 0
合計		(403,180) 391,700	(15,700) 15,700	(387,480) 376,000	(387,400) 376,000

議案第 10 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、栄浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 6 月 16 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 栄清辺地
 (辺地の人口 109人、面積 21.4 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 網走市字栄、字清浦
- (2) 地域の中心の位置
 字栄82番地6
- (3) 辺地度点数
 233点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ **道 路** ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
 浦士別実豊線：舗装 延長300m

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
道路 (浦士別実豊線)	網走市		28,000	0	28,000	28,000
合計			28,000	0	28,000	28,000